

第1 審査会の結論

審査請求の対象となった本件公文書について、実施機関が行った一部開示決定は妥当である。

第2 審査請求及び諮問の経緯

1 公文書開示請求

審査請求人は、鳴門市情報公開条例（平成13年鳴門市条例第34号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき鳴門市長（以下「実施機関」という。）に対して、平成30年8月10日に下記の文書について開示請求を行った。

件名：鳴ク第75号の内、変更理由、①実施設計時に想定された最大のガス量や燃焼ガス温度等の値を用いた場合（滞留時間の最短になると想定される状態）、参考資料-1の「溶融池から二次燃焼室出口までのガス滞留時間を実施設計時の高質ごみで試算」の容積の内、二次空気ノズル位置及び二次燃焼室出口の位置及び容積及びその実施設計日時が分かる文書

2 実施機関の決定

実施機関は、平成30年8月22日に該当する公文書を下記の文書と特定し、条例第7条第2号に該当する情報（個人の氏名）に係る部分を不開示とし、残りの部分について開示する一部開示決定を行い、審査請求人に通知した。

特定文書：竣工図書図面の内、主燃焼室組立図
容積計算書の内、竣工図
実施設計図書綴の内、物資収支計算書

3 審査請求

平成30年10月19日付けで、審査請求人は本件一部開示決定を不服として行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して「本件処分は不当である。」として審査請求を行った。

4 諮問

平成30年11月8日、実施機関は鳴門市情報公開・個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求について諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、実施機関が行った本件一部開示決定に係る文書に誤りがあり、訂正の上、市民に分かりやすい正しい文書の開示を求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人から提出された審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

再燃焼ゾーンの位置を確認するために二次空気ノズルの位置を求めたが、開示公文書は主燃焼室の燃焼空気ノズル位置であった。このノズルは、ガス化炉で発生した可燃ガスを熔融炉入口（主燃焼室）で一次燃焼するためのものであり失当である。この主張は、焼却施設が発注仕様書の性能が達成できないため、議会答弁において実施設計で熔融炉入口から二次燃焼室入口までを再燃焼ゾーンとし、燃焼室出口温度の不足を誤魔化した主張を正当化したものである。

鳴ク第91号開示文書には「燃焼室下流側の再燃焼域は、燃焼温度が850℃以上の範囲で、排ガスの滞留時間が2秒以上となるように設計するものとする。その範囲は、主たる二次空気ノズル位置より燃焼室出口まで」とあることから、設置届記載どおり再燃焼ゾーンは間違いなく二次燃焼室である。

以上のことから、市の主張と矛盾し、鳴ク第91号開示文書の記載事項は根拠を失い、虚偽主張となる。この事実の解明には、紛失した実施設計仕様書（その1）設備別機器仕様書及び機器配置図最新版の開示が必要であり、メーカーに再提出を求め正しい文書の開示を求める。

本件処分は誤りであり訂正の上、市民に分かる正しい文書の開示を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び意見聴取を要約すると、本件処分の理

由は、おおむね次のとおりである。

開示文書は、竣工図書図面の内「主燃焼室組立図」、容積計算書の内「竣工図」及び実施設計図書綴の内「物質収支計算書」である。審査請求人からは、市が紛失した、実施設計仕様書（その1）設備別機器仕様書及び機器配置図最新版をクリーンセンターの建設に関わった業者から取り寄せたうえで開示することを求められたため、施工業者及び施工監理業者に問い合わせたが、当該文書は存在しないとのことであり、これ以外に開示できる文書が存在しない。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について、審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

本件開示請求は、県に提出した一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書の内、「変更理由」に添付された「参考資料-1」の「溶融池から二次燃焼室出口までのガス滞留時間を実施設計時の高質ごみで試算」の計算式における容積の二次空気ノズル位置、二次燃焼室出口の位置、容積及びその実施設計日時が明らかとなる文書の開示を求めるものである。

実施機関は、本件対象公文書を第2の2のとおり特定し、条例第7条第2号に該当する部分を不開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、実施機関が条例第7条第2号に該当する部分を不開示としたことには異議を唱えておらず、開示された本件対象公文書が、審査請求人が開示請求をした文書に該当しない旨主張している。

よって、当審査会は、一部開示決定の妥当性について審査する。

2 本件一部開示決定の妥当性について

審査請求人は、再燃焼ゾーンの位置を確認するために、二次空気ノズル位置を求めたにもかかわらず、開示文書は主燃焼室の燃焼空気ノズル位置であるため、本件対象公文書は誤りであり、訂正のうえ、正しい文書の開示を求めている。

なお、当審査会は、審査請求人から口頭意見陳述の実施を希望する旨の申出があったため、審査請求人にその機会を付与することを予定していた。しかし、審査請求人が当該申出を取り下げたため、審査請求人による口頭意見陳述を実施しないこととした。

実施機関の説明によると、過去の裁判において再燃焼ゾーンと判断された部分を開示したものであり、これ以外に開示できる文書は存在しないとのことである。

かかる実施機関の説明に特段不合理な点はなく、本件対象公文書を第2の2のとおり特定し、一部開示決定を行ったことは、妥当性を欠くものではない。

3 結論

以上のことから、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過等は、次のとおりである。

年 月 日	処理経過内容
平成30年11月 8日	諮問書の受理
11月14日	実施機関理由説明書の受理
11月28日	審査請求人意見書の受理
12月12日	・実施機関による理由説明の聴取 ・審議
平成31年 1月25日	・審議
2月21日	・答申